

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

## 香川県選挙管理委員会規則第2号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙の交付)</p> <p>第9条の4 法第142条第7項の規定により証紙の交付を受けようとするものは、<u>証紙交付票に所定の事項を記載し、これに証紙を貼るべきビラの見本1枚（種類が異なるビラがある場合においては、それぞれ1枚）を添えて</u>県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 県委員会は、前項の証紙を交付したときは、証紙交付票にその枚数を記入し、<u>証紙を交付した者に署名又は押印（以下「署名等」という。）をさせるものとする。</u>この場合において、<u>交付した証紙の枚数が証紙の交付を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票を提出者に返すものとする。</u></p> <p>(証紙の交付及び検印の手続)</p> <p>第9条の7 法第144条第2項の規定により証紙の交付又は検印を受けようとする候補者届出政党は、<u>証紙交付票又は検印票に所定の事項を記載し、これに証紙を貼るべき又は検印を受けるべきポスターの見本（記載内容が異なるポスターがある場合においては、それぞれ1枚）を添えて</u>県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 県委員会は、証紙を交付したとき又はポスターに検印したときは、<u>証紙交付票又は検印票にその枚数を記入し、証紙を交付した者又は検印した者に署名等をさせるものとする。</u>この場合において、<u>交付した証紙又は検印したポスターの枚数が証紙の交付又は検印を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票又は検印票を提出者に返すものとする。</u></p>	<p>(証紙の交付)</p> <p>第9条の4 法第142条第7項の規定により証紙の交付を受けようとするものは、<u>証紙交付票に候補者にあつては候補者の氏名を、候補者届出政党にあつては候補者届出政党の名称及び証紙受領責任者の氏名を記入して印を押し、これに証紙をはるべきビラの見本1枚（種類が異なるビラがある場合においては、それぞれ1枚）を添えて</u>県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 県委員会は、前項の証紙を交付したときは、証紙交付票にその枚数を記入し、<u>証紙を交付した者の印を押すものとする。</u>この場合において、<u>交付した証紙の枚数が証紙の交付を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票を提出者に返すものとする。</u></p> <p>(証紙の交付及び検印の手続)</p> <p>第9条の7 法第144条第2項の規定により証紙の交付又は検印を受けようとする候補者届出政党は、<u>証紙交付票又は検印票に候補者届出政党の名称及び証紙受領又は検印に関する責任者の氏名を記入して印を押し、これに証紙をはるべき又は検印を受けるべきポスターの見本（記載内容が異なるポスターがある場合においては、それぞれ1枚）を添えて</u>県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 県委員会は、証紙を交付したとき又はポスターに検印したときは、<u>証紙交付票又は検印票にその枚数を記入し、証紙を交付した者又は検印した者の印を押すものとする。</u>この場合において、<u>交付した証紙又は検印したポスターの枚数が証紙の交付又は検印を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票又は検印票を提出者に返すものとする。</u></p>

(証紙の交付及び検印の手続)

第57条の4 法第201条の11第4項の規定により証紙の交付又は検印を受けようとする政党その他の政治団体は、証紙交付票又は検印票に所定の事項を記載し、これに証紙を貼るべき又は検印を受けるべきポスターの見本1枚（記載内容が異なるポスターがある場合においては、それぞれ1枚）を添えて県委員会に提出しなければならない。

- 2 県委員会は、証紙を交付したとき又はポスターに検印したときは、証紙交付票又は検印票にその枚数を記入し、証紙を交付した者又は検印した者に署名等をさせるものとする。この場合において、交付した証紙又は検印したポスターの枚数が証紙の交付又は検印を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票又は検印票を提出者に返すものとする。

(検印票の提出等)

第58条の5 検印票の交付を受けた推薦団体が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に所定の事項を記載し、検印を受けるべきポスターの見本1枚（記載内容が異なるポスターがある場合においては、それぞれ1枚）を添えて、県委員会に提出しなければならない。

- 2 県委員会は、検印票1枚につき、500枚以内のポスターに検印するものとする。
- 3 県委員会は、ポスターに検印したときは、検印票にその枚数を記入し、検印した者に署名等をさせるものとする。この場合において、検印したポスターの枚数が前項に定める枚数に達しないときは、検印票を提出者に返すものとする。

(証紙の交付及び検印の手続)

第57条の4 法第201条の11第4項の規定により証紙の交付又は検印を受けようとする政党その他の政治団体は、証紙交付票又は検印票に政党その他の政治団体の名称及び証紙受領又は検印に関する責任者の氏名を記入して印を押し、これに証紙をはるべき又は検印を受けるべきポスターの見本1枚（記載内容が異なるポスターがある場合においては、それぞれ1枚）を添えて県委員会に提出しなければならない。

- 2 県委員会は、証紙を交付したとき又はポスターに検印したときは、証紙交付票又は検印票にその枚数を記入し、証紙を交付した者又は検印した者の印を押しものとする。この場合において、交付した証紙又は検印したポスターの枚数が証紙の交付又は検印を受けることができる枚数に達しないときは、証紙交付票又は検印票を提出者に返すものとする。

(検印票の提出等)

第58条の5 検印票の交付を受けた推薦団体が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに検印に関する責任者の氏名を記入するとともに当該責任者の印をおし、県委員会に提出しなければならない。

- 2 県委員会は、検印票1枚につき、500枚以内のポスターに検印するものとする。

第1号様式（その1）中「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 設置者（候補者又は推薦届出者（推薦届出者が複数あるときはその代表者））本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、設置者（候補者又は推薦届出者（推薦届出者が複数あるときはその代表者））本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第1号様式（その2）中「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第1号様式の2（その1）中「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 設置者（候補者又は推薦届出者（推薦届出者が複数あるときはその代表者））本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代

理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、設置者（候補者又は推薦届出者（推薦届出者が複数あるときはその代表者））本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第1号様式の2（その2）中「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第1号様式の3中「㊟」を削る。

第1号様式の4中「㊟」を削り、注を次のように改める。

注 推薦届出者が2人以上の場合は、全員の住所及び氏名の記載が必要であること。

第2号様式の4（その1）中「㊟」を削り、「交付者印」を「交付者の署名又は押印」に改め、注を次のように改める。

注1 「第何号」の欄には、候補者の届出順位を記載する。

2 候補者の氏名を記載すること。

3 候補者本人が証紙の交付を受けようとする場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が証紙の交付を受けようとする場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人が証紙の交付を受けようとする場合において、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第2号様式の4（その2）中「㊟」を削り、「交付者印」を「交付者の署名又は押印」に改め、注を次のように改める。

注1 「第何号」の欄には、候補者届出政党ごとに異なる番号を記載する。

2 候補者届出政党の名称及び証紙受領責任者の氏名を記載すること。

3 候補者届出政党の代表者本人が証紙受領責任者として証紙の交付を受けようとする場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が証紙受領責任者として証紙の交付を受けようとする場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人が証紙受領責任者として証紙の交付を受けようとする場合において、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第2号様式の7（ポスター証紙交付票）中「㊟」を削り、「交付者印」を「交付者の署名又は押印」に改め、注を次のように改める。

注1 「第何号」の欄には、候補者届出政党ごとに異なる番号を記載する。

2 候補者届出政党の名称及び証紙受領責任者の氏名を記載すること。

3 候補者届出政党の代表者本人が証紙受領責任者として証紙の交付を受けようとする場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が証紙受領責任者として証紙の交付を受けようとする場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人が証紙受領責任者として証紙の交付を受けようとする場合において、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第2号様式の7（ポスター検印票）中「㊟」を削り、「検印者印」を「検印者の署名又は押印」に改め、注を次のように改める。

注1 「第何号」の欄には、候補者届出政党ごとに異なる番号を記載する。

2 候補者届出政党の名称及び検印責任者の氏名を記載すること。

3 候補者届出政党の代表者本人が検印責任者として検印を受けようとする場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が検印責任者として検印を受けようとする場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人が検印責任者として検印を受けようとする場合において、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第13号様式（その1）中「㊟」を削り、注を次のように改める。

注1 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合は、その開催期日前2日までに、市町選挙管理委員会に申し出てください。

2 候補者本人が申し出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第13号様式(その2)中「㊟」を削り、注を次のように改める。

注1 公営施設を使用して政党演説会を開催する場合は、その開催期日前2日までに、市町選挙管理委員会に申し出てください。

2 候補者届出政党の代表者本人が申し出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第13号様式(その3)中「㊟」を削り、注を次のように改める。

注1 公営施設を使用して政党等演説会を開催する場合は、その開催期日前2日までに、市町選挙管理委員会に申し出てください。

2 衆議院名簿届出政党等の代表者本人が申し出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、衆議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第18号様式中「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第19号様式中「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第20号様式の3(その1)中「㊟」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第20号様式の3(その2)中「㊟」を削り、備考を次のように改める。

備考1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第20号様式の3(その3)中「㊟」を削り、備考を次のように改める。

備考1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第20号様式の4(その1)中「㊟」を削り、同様式備考4の次に次のように加える。

5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第20号様式の4(その2)中「㊟」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第20号様式の4（その3）中「㊟」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第20号様式の6から第20号様式の8までの規定中「㊟」を削る。

第20号様式の9（その1）中「㊟」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第20号様式の9（その2）中「㊟」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第20号様式の9（その3）中「㊟」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第21号様式中「㊟」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 出納責任者を選任したもの（自ら出納責任者となったものを含み、候補者が出納責任者を選任し、又は自ら出納責任者となった場合にあっては候補者、候補者届出政党が出納責任者を選任した場合にあってはその代表者、推薦届出者（推薦届出者が数人あるときにあってはその代表者をいう。以下この様式において同じ。）が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、又は自ら出納責任者となる場合にあっては推薦届出者をいう。以下この様式において同じ。）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者を選任したものの本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

「候補者（候補者 推薦届出者）  
氏名  
第21号様式の2中  
〔 候補者届出政党の名称  
本部の所在地  
代表者の氏名  
㊟ 〕」を「候補者（候補者 推薦届出者）  
氏名  
」に改め、

同様式に注として次のように加える。

注 出納責任者に代わってその職務を行う者（候補者又は候補者届出政党が出納責任者を選任した場合及び推薦届出者が自ら出納責任者となった場合は公職の候補者、推薦候補者が出納責任者を選任した場合には推薦届出者（その場合において推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは公職の候補者）をいう。以下この様式において同じ。）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者に代わってその職務を行う者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第21号様式の3中「㊟」を削る。

第21号様式の5中「政治団体名」を「政党その他の政治団体名」に改め、「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第21号様式の7中「政治団体名」を「政党その他の政治団体名」に改め、「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第22号様式の2（証紙交付票）中「㊟」を削り、「交付者印」を「交付者の署名又は押印」に改め、同様式に注として次のように加える。

注1 政党その他の政治団体名及び証紙受領責任者の氏名を記載すること。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が証紙受領責任者として証紙の交付を受けようとする場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が証紙受領責任者として証紙の交付を受けようとする場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人が証紙受領責任者として証紙の交付を受けようとする場合において、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第22号様式の2（検印票）中「㊟」を削り、「検印者印」を「検印者の署名又は押印」に改め、同様式に注として次のように加える。

注1 政党その他の政治団体名及び検印責任者の氏名を記載すること。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が検印責任者として検印を受けようとする場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が検印責任者として検印を受けようとする場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人が検印責任者として検印を受けようとする場合において、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第22号様式の3中「政治団体名」を「政党その他の政治団体名」に改め、「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 政党その他の政治団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人が申請する場合において、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第22号様式の4中「政治団体名」を「政党その他の政治団体名」に改め、「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第23号様式中「香川県選挙管理委員会委員長 氏 名印」を「香川県選挙管理委員会 印」に改める。

第25号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に、「使用する施設の名称」を「推薦演説会に使用する施設の名称」に、「施設の所在地」を「推薦演説会に使用する施設の所在地」に、「演説開催年月日」を「推薦演説会開催年月日」に、「香川県選挙管理委員会 印」を「香川県選挙管理委員会 印」に、「検印者印」を「検印者の署名又は押印」に改め、同様式に注として次のように加える。

注1 推薦団体名、検印責任者の氏名、推薦演説会に使用する施設の名称、推薦演説会に使用する施設の所在地及び推薦演説会開催年月日を記載すること。

2 推薦団体の代表者本人が検印責任者として検印を受けようとする場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が検印責任者として検印を受けようとする場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦団体の代表者本人が検印責任者として検印を受けようとする場合において、推薦団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。